

埼玉県高等学校等奨学金取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、埼玉県高等学校等奨学金に関する条例（平成18年埼玉県条例第61号。以下「条例」という。）、埼玉県高等学校等奨学金に関する規則（平成18年埼玉県教育委員会規則第41号。以下「規則」という。）及び埼玉県高等学校等奨学金事業要綱（以下「事業要綱」という。）に基づく埼玉県高等学校等奨学金（以下「奨学金」という。）の事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与資格認定の申請)

第2条 奨学金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、貸与を希望する年度ごとに、次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を埼玉県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出するものとする。

(1) 在学校において、埼玉県高等学校等奨学金の貸与を受けたことのない者（ただし、在学校へ転入学した者のうち、転入前の高等学校等において埼玉県高等学校等奨学金の貸与資格認定を受けていた者は除く。）

イ 奨学金貸与資格認定申請書（様式第1号(1)、様式第1号(2)又は様式第1号(3)）

ロ 別記3に定める証明書類

ハ その他教育長が必要と認める書類

(2) 前号以外の者（次項、第3条第2項及び別記1(3)において「継続貸与希望者」という。）

イ 奨学金継続貸与資格認定申請書（様式第2号）

ロ その他教育長が必要と認める書類

2 申請者の在学する高等学校等の長は、申請者の生活態度等について、様式第3号の推薦調書を作成し、教育長に提出するものとする。

3 申請者は、奨学金の貸与資格認定の申請を取下げるときは、様式第4号の奨学金貸与辞退（申請取下げ）届を教育長に提出するものとする。

4 第1項に定める書類は、次の各号に定める期間内で年度毎に教育長が別に定める募集期間に提出するものとする。

(1) 在校生向け募集 4月1日から5月末日まで

(2) 中学3年生向け募集 10月1日から1月末日まで

(3) その他募集 教育長が別に定める募集期間

なお、保護者の失職等により修学が困難となった者については、上記以外の募集期間であっても随時申請を受け付けるものとする。

(貸与資格の認定)

第3条 教育長は、第2条の申請書類を受理したときは、必要な事項を調査の上、奨学金を貸与する要件に合致しているか審査し、要件に合致する者のうちから、貸与枠の範囲内において貸与資格を有する者を認定するものとする。

2 事業要綱第2条の規定による世帯の道府県民税の所得割の額と市町村民税の所得割の額とを合算した額（以下、「住民税の所得割額」という。）の基準額は別表の額とし、貸与資格の認定方法は、別記1のとおりとする。

ただし、継続貸与希望者の属する世帯の住民税の所得割額は、基準額以下であるものと認定する。

また、別表の世帯人数を超える世帯があるときは、別途基準額を定めるものとする。

3 規則第3条に規定する「その他教育長が必要と認める書類」とは、様式第5号

の入学許可候補者証明書又はそれと同様の内容を証明する書類とする。

- 4 教育長は、奨学金の貸与資格の有無を認定したときは、その旨を当該申請者に書面により通知するものとする。

(貸与の手続き)

第4条 奨学金の貸与資格認定を受けた者（以下「奨学生」という。）は、教育長が指定する期間内に、教育長が指定する金融機関（以下「指定機関」という。）において奨学金の貸与に必要な手続きを行い、奨学金の貸与を受けることができるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず奨学生は、次のいずれかに該当するときは、当該貸与資格認定に基づく奨学金の貸与を受けることができないものとする。

- (1) 前項に規定する期間内に奨学金の貸与に必要な手続きを行わなかった場合

- (2) 申込時の満年齢が14歳未満又は56歳以上の場合

- (3) 完済時の満年齢が75歳以上の場合

- (4) 未成年で、奨学金の貸与について、親権者又は後見人などの法定代理人の同意を得られない場合

- (5) 金融機関において暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者）等に該当すると認められる場合

- 3 教育長は、奨学生が貸与に必要な手続きを行ったときは、その旨を奨学生から報告させるものとする。

(貸与資格認定の取消し)

第5条 教育長は、条例第3条第3号に該当するものとして奨学金を貸与することが適当でないと認めたときは、奨学金の貸与資格認定を取り消し、その旨を当該奨学生に書面により通知するものとする。

(異動届等)

第6条 教育長は、奨学生が高等学校等に在学する期間において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める書類を奨学生から提出させるものとする。

- (1) 退学、転学、若しくは休学をしたとき 様式第6号の異動届

- (2) 奨学金の貸与を辞退するとき 様式第4号の奨学金貸与辞退(申請取下げ)届

- (3) 保護者が県外に転出したとき 様式第7号の県外転出届

(返還債務履行猶予資格の認定)

第7条 奨学金の返還の債務の履行の猶予を希望する者は、様式第8号の奨学金返還猶予資格認定申請書に履行猶予を受けようとする事由を証明する書類を添えて、教育長に提出するものとする。

- 2 教育長は、前項に規定する申請書等を受理したときは、必要な事項を調査のうえ、事業要綱第7条に規定する事由に合致しているか審査し、猶予の必要があると認められる期間の範囲内において返還債務履行猶予資格を認定するものとする。

- 3 教育長は、返還債務履行猶予資格の有無を認定したときは、その旨を当該申請者に書面により通知するものとする。

- 4 教育長は、指定機関において奨学生が返還債務履行猶予に必要な手続きを行ったときは、その旨を奨学生から報告させるものとする。

- 5 教育長は、奨学生が返還債務履行猶予資格を認められた期間において事業要綱第7条に規定する事由に該当しなくなったときは、様式第10号の奨学金返還猶予事由消滅届を奨学生から提出させるものとする。

- 6 教育長は、前項の奨学金返還猶予事由消滅届を受理し、猶予の必要がなくなっ

たと認めたときは、当該奨学生の返還債務履行猶予資格を取り消すとともに、その旨を当該奨学生に書面により通知するものとする。

(返還債務免除資格の認定)

第8条 奨学金の返還の債務の免除を希望する者は、様式第9号の奨学金返還免除資格認定申請書に免除を受けようとする事由を証明する書類を添えて、教育長に提出するものとする。

2 教育長は、返還債務免除資格の有無を認定したときは、その旨を当該申請者に書面により通知するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成19年3月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、同年4月1日から施行する。

(埼玉県高等学校等奨学金に関する貸与要領等の廃止)

2 埼玉県高等学校等奨学金に関する貸与要領、埼玉県高等学校等奨学金審査基準及び埼玉県高等学校等奨学金貸与選考委員会運営要綱は、廃止する。

(経過措置)

3 前項の規定の施行前に廃止前の埼玉県高等学校等奨学金に関する貸与要領の規定に基づき貸与の決定がされた奨学金の貸与及び返還については、なお従前の例による。

(準備行為)

4 条例、規則、事業要綱及びこの要領に基づく奨学金の貸与に関する周知その他奨学金事業の円滑な実施のために必要な措置は、この要領の施行の日前においても行うことができる。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成21年1月1日から施行する。

2 この要領の施行の際現に改正前の要領の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則

1 この要領は、平成22年10月1日から施行する。

2 この要領の施行の際現に改正前の要領の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則

1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

2 この要領の施行の際現に改正前の要領の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則

この要領は、平成23年3月28日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

2 この要領の施行の際現に改正前の要領の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則

1 この要領は、平成24年3月30日から施行する。

2 この要領の施行の際現に改正前の要領の規定に基づき作成されている用紙は、

当分の間、使用することができる。

附 則

- 1 この要領は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に改正前の要領の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則

- 1 この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に改正前の要領の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則

- 1 この要領は、平成 26 年 1 月 15 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に改正前の要領の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則

- 1 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に改正前の要領の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則

- 1 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に改正前の要領の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則

- 1 この要領は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に改正前の要領の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則

- 1 この要領は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に改正前の要領の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則

- 1 この要領は、令和元年 11 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に改正前の要領の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則

- 1 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に改正前の要領の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。